

## 船橋市立医療センター管理会議規程

### (設置)

第1条 船橋市立医療センターの管理運営に関し、必要な事項を審議するため、船橋市立医療センター管理会議（以下「会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 会議は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 院長及び副院長
- (2) 診療局長
- (3) 診療局技監
- (4) 救命救急センター長（4級）
- (5) 看護局長
- (6) 薬剤局長
- (7) 事務局長
- (8) その他院長が必要と認める者

### (会議)

第3条 会議は院長が招集し、院長が議長となり、議事を整理する。

- 2 会議は定例会及び臨時会とする。
- 3 定例会は毎週火曜日に開催し、開催時間は午前8時からとする。
- 4 臨時会は必要の都度開催するものとする。

### (審議事項)

第4条 会議において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療センター内委員会の答申及び報告に関すること。
- (2) 医療センターの経営及び運営に関すること。
- (3) その他院長が必要と認める事項。

### (参考意見の聴取)

第5条 会議において、必要があると認めるときは関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事録は、要約筆記とし、保管する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は、院長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和22年4月1日から施行する。

(従前の要綱の廃止)

2 従前の船橋市立医療センター管理会議要綱は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。